解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

島根県出雲市塩冶神前二丁目七番一〇号
社団法人島根地域医療支援機構
代表清算人　三島　眞治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月二十五日開催の理事会及び評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

愛媛県八幡浜市北浜一丁目四番一八号
財団法人八幡浜勤労福祉会館
代表清算人　兵頭　定雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年一月十日付茨城県守谷市の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

茨城県守谷市松並二三五四番地八
守谷市原東土地区画整理組合
代表清算人　端山　雅勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

埼玉県東松山市神明町二丁目一番一二号
財団法人日本厚生振興会
代表清算人　南　和延

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県安八郡輪之内町楡俣一六九五番地の一
財団法人清水みらい教育福祉基金
代表清算人　清水　琴子

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為の存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

京都市下京区万寿寺通東中筋西入天使突抜二丁目三八一番地
財団法人京都府交通災害遺族会
代表清算人　赤井キミ子

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

兵庫県相生市旭一丁目一番三号
相生市土地開発公社
清算人　瀬川　英臣

解散公告（第三回）

当法人は、移行期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

島根県大田市川合町川合二二四五番地
財団法人和田報恩会
代表清算人　和田　容子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

岐阜県安八郡輪之内町楡俣一六九五番地の一
財団法人清水みらい教育福祉基金
代表清算人　清水　琴子

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為の存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

京都市下京区万寿寺通東中筋西入天使突抜二丁目三八一番地
財団法人京都府交通災害遺族会
代表清算人　赤井キミ子

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

兵庫県相生市旭一丁目一番三号
相生市土地開発公社
清算人　瀬川　英臣

解散公告（第三回）

当法人は、移行期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

島根県大田市川合町川合二二四五番地
財団法人和田報恩会
代表清算人　和田　容子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年七月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

山口県下関市東大和町二丁目四番一三号
社団法人下関中小企業労働福祉協議会
代表清算人　波田　兼昭

公益信託木豊会林材振興奨励基金第二十六期決算公告

一、事業概要

森林の保全及び育成に寄与する活動を行う一団体に対し総額九十万円の助成金を交付した。

二、財産目録　平成二十五年十二月二十日現在

資産合計	七二、七九三円
負債合計	〇円
正味信託財産	七二、七九三円

尚、本公益信託は信託目的の達成が不能となったため、当会計年度にて終了した。

平成二十六年一月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託木豊会林材振興奨励基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市方木田字水口一九番地の五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　細谷　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

福島県福島市五老内町七番三号
相続財産管理人　渡辺　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市三俣町三丁目一三番地二八、最後の住所群馬県前橋市江木町一二二五番地一やすらぎ園　被相続人　亡　栗原　ダイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

群馬県前橋市下大屋町六九一番地
相続財産管理人　齊藤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡南牧村大字千原二〇番地の一、最後の住所群馬県甘楽郡南牧村大字千原二〇番地一　被相続人　亡　重田　昌廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺九二〇番地
相続財産管理人　茂原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区元赤坂一丁目二二番地、最後の住所東京都杉並区下井草四丁目三二番一七―三〇六号第一陵雲閣
被相続人　亡　渡邉　武幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十一日

東京都千代田区麹町五の三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

第44期決算公告

平成26年1月31日

埼玉県久喜市東大輪1791
昭和管工株式会社
代表取締役　島田　眞一

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	714,416
	固定資産	270,053
	合計	984,470
負債及び純資産の部	流動負債	130,318
	固定負債	112,640
	資本金	741,511
	資本剰余金	20,000
	利益準備金	721,511
	利益剰余金	30,000
	その他利益剰余金	691,511
	（うち当期純利益）	(17,180)
	合計	984,470